

〔第2巻〕古矢旬・山田史郎編著『権力と暴力』

(2007年6月)

〔第3巻〕秋元英一・小塩和人編著『豊かさと環境』

(2006年10月)

砂田一郎

第2巻と第3巻の各タイトルが示すように前者は政治・社会、後者は経済・社会分野の研究書である。両書それぞれの「大テーマ」は必ずしも文脈的に関連し合っていない。論題からみる限り、各章のテーマにこのシリーズが意図している政治と経済との境界を「越境」したようなものもないようである。こう感じた私は、とりあえず両書をそれぞれ別個のアメリカ研究書として読み始めた。

『権力と暴力』

タイトルは「権力と暴力」であるが編者古矢が序章で述べているように、本書の大テーマはアメリカにおける自由、暴力、権力という三つの理念あるいは現象の連関関係の考察である。「自由社会の建設と維持という理想の追求が現実にはなぜ頻繁に暴力という手段を呼び入れざるを得なかったのか、そして暴力を制約するためにいかにしばしば権力が正当な暴力を発動してきたかを問う」と問題提起したあと、古矢はその三つの関わり合いの「一般的意味」を明らかにしている。自由を求める個人間の対立が顕著なアメリカでは他の社会以上に「自由の追求が他者に対する暴力を誘発しがちであった」こと、そして権力はその暴力を抑制する制度化された強制力として発動されるが、同時にそれは暴力だけでなく自由を抑制し自由と対立するものとしても立ち現れるという三者の錯綜した相互関係の指摘である。

自由という変数を入れることで権力と暴力との関係がよりよく説明できるようになることは確かである。そこで編者による三者の関係の一般的意味づけをさらに進め、私なりにそれを因果関係的に単純化してみるとこうなる——自由の追求に急なアメリカ人はその障害となる権力を制限した社会を作ったので、自由の追求から誘発される暴力は効果的に抑制されずに遍在した。この想定もアメリカ自由主義と権力についてのごく一般的な解釈に基づいている。私はこの想定した三者の因果関係に妥当性があるか否かを確かめるつもりで本書の各論考を読んだ。まずアメリカの自由、暴力、権力の関係が形作られた時代を扱った第I部「国民国家建設と暴力」の第一章から五章である。

第一章「植民地社会の安定と脅威」で滝野は18世紀のヴァージニア植民地が自らの安全を脅かす外敵に対して民兵を組織して行使した暴力について語っている。外敵は第一に先住民族インディアンであり、フランスなどの外国勢力であり、反乱する奴隷であった。民兵による外敵への攻撃は当時弱小だった植民地が生き延びていくための自衛行動であったが、やがてそれは彼らの領土拡大のためにインディアン諸部族を討伐、殲滅するという無慈悲な暴力の行使に発展していく。第二章「アメリカ革命期の群衆暴動と社会秩序の変容」で肥後本が主たる分析の対象としたのは反英抵抗運動で行使された植民地の民衆

の暴力でなく、アメリカ革命における群衆行動、つまり英国と戦った民兵集団が彼ら自身の「為政者への異議申し立ての手段として」発動した反権力的な暴力である。このような政府の政策に反対し民衆の生活を擁護しようとする暴力的な直接行動は、ここで扱われている革命期フィラデルフィアのウィルソン邸襲撃暴動の後も、独立直後のマサチューセッツにおけるシェイズの反乱、さらに合衆国成立後の1794年に連邦政府によるウィスキー税の課税執行に反対してペンシルベニアの民兵の一隊が起こした暴動へと続いた。第三章「自由の暴力、秩序の暴力、言葉と暴力」(中野)はこのウィスキー反乱を取り上げ、これを「統治機構に反映されない意思を表明するために行使された暴力」と「統治機構の正当性を認知させようとして行使された暴力」の対立として描いた論考である。ここで重要なのは成立した合衆国政府が憲法修正2条で民兵の武装の権利を認め、暴力を政府の常備軍の下に一元化することが出来なかったことである。だがこの民兵の反乱に対して連邦政府は強い態度を取り、数州の民兵を連邦軍に編入して組織した1万2000の鎮圧軍を送って反乱を抑えた。そして以後、暴力に訴えた政治的抗議行動の正当性は失われたと中野は指摘する。

しかし南北戦争とその前後の時期になると、再び自由の暴力と秩序の暴力との激突が起こり、政府の政策に対する暴力的な抗議行動が繰り返されている。確かに建国以来アメリカでは既存の秩序を根底から覆すような暴力革命は起こってはいない。だが暴力による国内闘争としては最大の規模だった1860年代の南北戦争は、南部の反乱州が分離独立を求め合衆国を解体しようと試みたのであるから、これは革命的な体制変革のレベルを超えた自由の暴力の行使であろう。連邦政府の権威に正面から挑戦して軍事反乱を起こした南部諸州は、敗北していったんは連邦による秩序の暴力に屈したかに見えた。しかし第五章「南部の再建と暴力」で落合が描いているように、南部白人は戦後に連邦政府が推進した人種的平等化を目指す南部「再建」政策に対して、テロ、リンチ、暗殺など政治的目的の多様な暴力を駆使して抵抗した。筆者はサウスカロライナ州に焦点を合わせ、再建政策を推進した州の共和党権とそれを支持した解放黒人が、いかに南部白人の集団暴力によってその前進を阻まれたかを詳細に分析している。

終章「アメリカ史のなかの暴力」(山田)が要約しているアメリカの暴力の基本的様態の一つに、ある特定の集団が別の特定集団に行使する暴力がある。歴史を通じて見られる各種集団間の暴力抗争は、それを効果的に抑制できない政府の秩序維持能力の弱さを物語っている。だが一方で集団間の暴力抗争に政治権力が呼び込まれ、それが自由の暴力と秩序の暴力との対立に転じてしまう例も多い。19世紀後半から20世紀初頭のアメリカの集団間の暴力の中で最も顕著だった労使間の暴力化した紛争にもその傾向が見られる。第七章「アメリカ例外論と反組合主義」で竹田は、19世紀末から20世紀初頭のアメリカの労使紛争を暴力的にしたのは第一に資本の側の強い反組合主義にあったと指摘し、その経済的側面と政治的側面とを分析している。当時の国家権力はしばしば資本の側に立って労使紛争に介入し、権力による暴力を行使した。ストライキには地元の警察による弾圧が一般的だったが、大規模なストに対する介入には州兵や連邦軍も動員された。公権力の介入はストライキ労働者を法と秩序の破壊者に見せ、労組運動の違法性を印象付ける効果があったと筆者は指摘している。

第八章「企業社会の権力」(河村)は、第二次大戦後の暴力が姿をひそめ安定した労使

関係がどのように生まれ制度化されたかを、ニューディール以降の歴史的発展の中で考察している。大戦への参戦を前に国防産業でのストライキを止めさせようとしたローズヴェルト政権は、経営者側と労働組合側に呼びかけて政府も含む三者による労使紛争の調停機関を発足させ、開戦した1942年には労使をストなし協定に合意させた。労組にスト権を一時放棄させた代わりに賃金その他の利益を保証し、労働側の協調を引き出そうとしたのである。職場レベルでの労務管理システムも制度化が進んだ。戦争が終わりストなし協定が解消され基幹産業で労使紛争が頻発するようになると、政治は戦時とは違う形で介入し労組の活動に法的な制約を課した。一方で政府と企業は労組に高所得と雇用保険を保障してそれを非政治化し、労使関係は安定して戦後の伝統的労使関係が出現した。筆者は戦時に行われた政・労・使の協調体制が戦後の労使関係の基本的パターンを形成したと見ている。前の時代とは異なり、この三者の関係で働いていたのは暴力によらない強制力である。

一般の暴力犯罪——対人暴力が多いことは現代のアメリカ社会の特徴であり、終章でも20世紀を通じて1000万人が暴力犯罪の犠牲になったと報告されている。このようなタイプの暴力は19世紀の社会にも遍在していたのであろうか。1830年代までのアメリカの政治と社会を鋭く観察したトクヴィルの『アメリカのデモクラシー』は、この国における暴力の遍在性を特に指摘していないしアメリカ人の国民性が暴力的だとも語っていない。だが移民が絶えず流入して異なった民族集団間の軋轢を生み出し、銃火器が野放しになっていた19世紀のアメリカ社会にも、対人暴力が遍在していたことは想像に難くない。特に辺境の開拓地——フロンティアの社会では法と秩序を守る制度が確立していなかったため、住民はインディアンなどの外敵からだけでなく無法者から自らの生命と財産を守るためにも自衛しなければならなかった。この辺境での暴力を取り上げた興味深い論考は四章「ヴィジランティズム・人民主権・国家」(横山)である。筆者は広大な辺境であった19世紀後半の西部諸州で盛んに行われたコミュニティ住民が犯罪者を捕らえ処罰するために自発的に組織した運動(ヴィジランティズム、自警主義)の様態と意味を考察している。1856年のサンフランシスコで活動したヴィジランティズムは、同市の警察と裁判の制度が機能不全に陥っているとして組織された運動で、処罰を免れていた二名の犯罪者を即決裁判にかけ処刑した。これがリンチと違うところはその運動の組織性である。本来私的な集団が公権力の執行を代行したわけだが、既存の政治権力と対決しあるいはそれに取って代わろうとはせず、「正義の暴力」を行使した後は自ら解散するという短期限定的な性格を有していたことがヴィジランティズムのもう一つの特徴だと横山は指摘している。このようなフロンティアにおける無秩序への住民の対応としてのヴィジランティズムは、領土の拡大に伴って常に辺境が存在していたアメリカでは植民地の時代から各地で行われていた。筆者によれば、ヴィジランティズムは人民の自衛権を主張し、自らの財産を自らの手で守るのは人民の権利というラディカルな論理に拠っていたにもかかわらず、各地の自警団の運動が既存の政治・法制度の改変を求めたケースはほとんどなかった。機能しない法の執行者に代わって自らそれを行う、あるいは人を入れ替えることで問題が解決するという行動原理であり、かつての政治的な群衆暴動が求めたような「自由の暴力」への志向は見られない。

第Ⅱ部と第Ⅲ部の各章は、産業化の進んだアメリカで多様化したさまざまな暴力の形態

を取り上げている。第六章「移民国家アメリカの『国民』管理の技法と『生－権力』」で貴堂は、19世紀末から20世紀初期にかけて流入を続けた移民に対して国家権力がいかに人種差別的な暴力を振ったかを論じている。ここでの暴力とは強制力を伴った権力の行使である。当時の政府は大量に流入する新移民を劣等な集団とする差別的な移民政策を取った。筆者によれば、それはすでに19世紀後半の国勢調査で政府が優生学的アプローチによる厳格な人種別統計を作って人口を管理し、秩序の構築を推進しようとしていたことにつながっている。現代アメリカの都市における街頭犯罪の発生率は他国に比べて群を抜いている。第九章「都市社会の秩序と暴力」で西山は、1970年代以降急速に増加した犯罪に対してニューヨーク市のジュリアーニ市長が行った「割れ窓戦略」の結果を考察、分析している。これは社会の無秩序を示す小さな違反行為も見逃さずに対応する戦略で、市警察は地下鉄などでの軽犯罪の取締りを強化し、また各コミュニティに密着して犯罪の予防に努めるなどした結果、重大犯罪の発生率も下げることが出来たと報告されている。十章「『自由の帝国』に『女』は住めない」（藤森）は、武装する権利の観点からアメリカのフェミニズムを肯定的に論じた明確な主張のある論考である。この中で筆者は憲法修正2条の武装権は民兵を維持する州の権利か、市民個人の武装権かの論争について考察している。そして著者はグローバリゼーションの進む脱国家的世界を視野に入れ、国家の呪縛から脱しようとしているアメリカの武装するフェミニスト（現代の女民兵）は、自国の建国の理念を徹底させて内部からアメリカという国民国家を緩やかに解体していく可能性を持っており、ポスト国家世界の市民の芽だと論じている。

十一章「暗喩としての車」で舌津は、20世紀に登場した自動車が宿す物理的、心理的な暴力性の諸相を論じている。過去に数百万人のアメリカ人の命を奪った交通事故についての言及を読んで、アメリカでは車も暴力の一形態だとの感を深くする。興味深い論考だが権力との接点はない。

われわれの記憶にまだ新しいのは、イラク戦争で示されたアメリカ国家の圧倒的な軍事力——対外暴力の行使である。十二章「戦争とアメリカ外交」で佐々木はアメリカが行った対外軍事行動とそれに関わる外交の理念と実践を、建国期から19世紀までは簡潔に20世紀以降はより詳しく、バランスの取れた筆致で記述、分析している。アメリカは19世紀末に海洋帝国となったが、軍事大国への道を歩み始めたのは1917年に第一次世界大戦に参戦してヨーロッパに大軍を派兵して以来である。そしてその時ウイルソン大統領が国民と世界に向けて表明した参戦の大義——アメリカは大戦後の世界に新たな国際秩序を構築するという理念的な対外目標が、以後20世紀のアメリカ外交を規定する重要な要素の一つとなった。筆者はこのウイルソンによって定式化されたアメリカ的理念に基づいて世界を作り変えようとする外交アプローチをリベラル国際主義と呼び、それが以後のアメリカ外交を貫く基調になったとする。

第二次大戦を戦ったローズヴェルト大統領の下でリベラル国際主義は花開き、同時に世界中に米軍を展開させたアメリカの軍事大国化は決定的なものになった。戦後ソ連との冷戦が始まりアメリカはソ連を軍事力で封じ込める政策を取ったが、筆者によるとリベラル国際主義は歴代の政権によって冷戦時代を通じて追求され、ポスト冷戦期のクリントン、ブッシュまで続いた。（筆者はブッシュ政権の今後には「リベラルな国際秩序の容易ならざる行方」を見ると留保を付けているが。）つまりリベラル国際主義は軍事大国化と平行

して発展してきたことになる。だが詳細に見ると両者ともその発展の過程は必ずしも直線的ではない。ヴェトナム戦争終了後の1970年代やクリントン政権の前期に軍事支出が抑えられるなど、軍事大国化の過程には波があったことが認められる。外交路線でもリベラル国際主義から逸脱する例が間歇的に現れている。したがって軍事大国化とリベラル国際主義発展の過程に見られるそれぞれの変化の相互関連性を考察することによって、アメリカを軍事大国化させた根本の原因がリベラル国際主義にあったのか、あるいはリベラルな国際主義外交はハト派的な非軍事大国化政策と結びつき得るか、などの疑問がさらに解明されて欲しい。

本書の評の最後に、アメリカの外の世界に対する軍事力の行使がアメリカ社会内部に遍在する暴力のあり方とどう関連してきたのかという問題を考えてみたい。ヴェトナム戦争の泥沼化が当時のアメリカ社会の暴力を増大させたという一般的な観察はよく聞かれたが、逆の関係は確認されていない。松尾文夫は近著で、アメリカ民主主義には当初から武力行使のDNAが組み込まれているのでアメリカ人は外敵に対して躊躇なく武力を行使するのだと議論している（『銃を持つ民主主義』）。袖井林次郎も暴力はアメリカ国民の気質の重要な一部だとかつて論じている。アメリカの暴力的な国民性が内にも外にも噴出するという見方には賛成できないが、本書の各章は、紛争の解決に暴力を使うことを少なくとも容認する傾向がアメリカ社会には歴史を通じて存在してきたことを物語っている。その意味ではこの社会に暴力の伝統があるといえる。編者が重要な留保をつけて引用している「暴力の歴史はあっても国内的暴力の伝統はない」というホフスタッターの一般的考察には、私も素直にうなずけないものがある。序章のタイトル「アメリカニズムと暴力」が示唆するように、暴力はアメリカニズムの重要な一要素なのである。

『豊かさと環境』

第3巻『豊かさと環境』は経済・社会分野の諸問題を扱っている。政治研究者の私が評するにはいかにも荷が重い。その内容を紹介することに終始してしまうかも知れぬが、ご容赦願いたい。歴史的研究が全章の半数近くを占めていた2巻と比べ、本書は冒頭の第一、二章を除いて20世紀後半以降の今日的課題に取り組んでいる。

序章「アメリカ経済の可能性」で編者秋元は本書の全11章を概観し、それらの「相互関連や研究史上の意義」を指摘している。ここで編者が整理している議論の枠組みを一部借りながら、各章の論旨を紹介していきたい。秋元はまず経済の現状に関してブッシュ政権の経済財政政策に目を向け、その2001年減税の持つ富裕層への還元という政治目的を指摘している。そして共和党政権下の連邦財政について論じた七章の待鳥の論考「共和党優位期の到来と連邦財政」に言及し、ブッシュ政権と共和党多数議会とが歳入と歳出の両面で政策的に必ずしも一体ではなかったという分析を紹介している。待鳥は共和党議会がブッシュの求めた軍拡予算支出は削減し、労働・厚生・教育関係の支出に対してはそれを越える歳出を決めていた事実を指摘し、当初はイデオロギー的だった議会共和党が前クリントン政権の後期ごろから柔軟で現実主義的な行動を取る「統治政党」になった結果だと論じている。だが一方で議会共和党は党派的なブッシュの大型減税はあっさり通した。その結果黒字だった財政は赤字に転じ、肥大化した財政赤字は今後の経済財政運営に大きな課題を残している。秋元はベビーブーマーが一斉に退職する時期に予想される財政危機に

対して、ブッシュは個人の自己責任の原則に基づく社会保障の仕組み変えで対処しようとしていると鋭く指摘している。

次に編者はアメリカの構造変動と題して、第一に労働市場での変動を取り上げ、一章と十二章の論考を紹介している。一章「豊かさの追求と消費主義」で常松は消費主義が勝利したとされる20世紀の歴史をたどり、消費文化がどのようにして多くのアメリカ人の心を捉えたかを分析している。農村の消費者への通信販売から始まった大衆消費は都市での百貨店や消費者信用販売制度、消費を生み出す宣伝広告の発達へとつながり1920年代には大衆消費社会が到来する。第二次大戦後の1950年代に黄金時代を謳歌した消費文化は、1960年代から1970年代の初頭に行き過ぎた商業主義を批判する消費者運動やより急進的な反消費主義運動に直面する。やがてそれらを飲み込んで新たな消費文化を生み出したアメリカの消費主義の柔軟な強靱さを指摘する筆者の分析はうなずける。編者が女性労働力の階層化を分析しているとするのは、十二章「福祉国家の後退と移民女性の労働」（佐藤）である。佐藤はグローバリゼーションによる国際的な女性労働力の移動という文脈で、近年アメリカに入国した移民女性が福祉や労働の場でどのような問題に直面しているかを論じている。1996年の福祉改革で従来の連邦による貧困世帯への扶助プログラムAFDCが、連邦からの補助金で州が運営し受給者に就労義務を課す「一時扶助TANF」制度に切り替わったとき、貧困な移民はたとえ合法移民であっても受給資格の面で一般の市民とは区別された。今日働いている移民女性で圧倒的に多いのはホームケア・ワーカー——州の各郡が運営する高齢者、障害者の自宅介護を支援する労働者である。カリフォルニア州のホームケア労働者20万人の80%が女性で移民と非白人が圧倒的に多いと筆者は指摘し、彼女たちの賃金はきわめて低く雇用が不安定など労働条件も悪いと報告している。

構造変動の第二の局面として秋元は地域と交通に関する構造変動を挙げ、十章「アメリカの地域間不均衡と交通政策」（加藤）を取り上げている。加藤はまず所得分配あるいは格差の変動に焦点を合わせ、世帯所得の分配の不平等度を表すジニ係数を使って1980年代以降の所得格差の拡大を確認し、さらに州ごとの数値を比較して州間の格差とその変動を指摘する。そして道路整備のための連邦補助のデータとつぎ合わせ、道路政策の再配分機能は十分働いていないと論じている。また都市の公共交通機関への支出は低所得層の職場へのアクセスを拡大させる効果があるが、これについてもジニ係数で見た所得格差は正への効果は限定的だったとしている。秋元が興味深い論点だとしているのは近年における郊外化の変質、つまり都市居住者だけでなく企業も郊外に移ったことによって生じた通勤形態の変化である。郊外から郊外に通勤する人々が増加し、郊外居住者の67%を占めるまでになった。加藤が指摘しているもう一つの興味深い現象は、中心都市居住者の24%が郊外に「逆通勤」するようになったことである。そして中心都市に居住するのは低所得層が多いことから、1998年の立法で彼らに対して連邦が支出し地方自治体が支給する逆通勤補助が生まれ、所得再配分政策の一つになったと指摘している。

第三に挙げられているのは金融市場での構造変動である。九章「金融グローバリゼーションの前と後」（須藤）によれば、1970年代の国際通貨体制の再編で始まった金融のグローバル化が米国内での金融の自由化と規制緩和を進行させ、全国に支店網を拡大する巨大な銀行持株会社の形成を促し、従来のコミュニティ銀行の存在を脅かすようになった。また銀行業務と証券業務を厳格に分離していたグラス・ステイーガル法が1999年に廃止さ

れ、銀行持株会社シティグループが住宅ローンを担保とする証券発行に乗り出したことも指摘されている。今日サブプライム・ローンのこげつきで米国内外の金融機関がこうむっている損失の遠因を示唆しているようだ。構造変動の第四の局面は秋元自身による第八章「ニュー・エコノミーと中産階級社会の変貌」に示されている。それによるとニュー・エコノミーとは1980年代から始まり1990年代に加速した新しい形の経済のあり方で、生産性上昇率の高さ、失業率の低下、景気循環の弱さなどを特徴とする。これらの変化はグローバリゼーションと情報技術の革新によってもたらされたもので、秋元によればIT革命とグローバリゼーションはニュー・エコノミーと「三位一体」である。だが一方で雇用は多様化して不安定になり、IT関連産業のエリート労働者に比してサービス部門の低賃金労働者が増加、製造業の雇用は失われている。そのため安定した雇用を享受していた中産階級の生活は、住宅ローンの支払いに追われて共働きする家庭が増え、破産世帯も増加するなど経済的にぶれの大きい不安定なものになったと指摘している。

第Ⅱ部「地球環境の悪化と遅れる環境政策」に収められている四つの章と、二および十一、そして終章を合わせた計七つの章はアメリカの環境問題をさまざまな角度から論じている。環境問題は本シリーズの意図する「学際的視角からの解明」に最もふさわしいテーマであろう。前述の諸論考が言及していたように、アメリカでは歴史を通じて豊かさの追求が環境を犠牲にしてきた。第Ⅱ部のタイトルが示唆するように、環境を守ろうとする運動が本格化したのはようやく20世紀後半以降のことである。二章「ウォールデン地史から土地倫理と環境正義の文学まで」（伊藤）は近年の環境保護運動と環境文学の原点を19世紀前半のソローの思索と行動にまでさかのぼり、その運動と文学がソローをどのように受け継いできたかを論じた興味深い論考である。伊藤は20世紀中ごろから地元を中心に始まったウォールデン地区保護運動がソローのカウンター・カルチャー性の認識に伴って1970年代には全米規模にまで広がった過程をたどり、またカーソンの『沈黙の春』などの諸作品を取り上げてアメリカにおける自然と人間との関わりを語っている。

三章「地球温暖化と崩れゆくアメリカの環境政策」で倉阪は、京都議定書に署名したクリントン政権とそれからの離脱を宣言したブッシュ政権との温暖化政策の対照性を認識しつつ、京都会議を前に上院が行った発展途上国の参加を義務付けなければ議定書を批准しないという決議の持った重みを指摘する。それは地球温暖化対策に反対するアメリカ社会の支配的傾向の反映であり、その理念はアメリカを形作ってきた自由主義、市場主義など思想の根幹部分に根ざしている。これまで化石燃料の燃焼による利益を最大限享受してきたアメリカがその利益を手放すのは容易でなく、その指導者が反温暖化対策に傾くのは合理的選択かもしれないと筆者は悲観的に響く展望を述べている。四章「NAFTAと環境政策のゆくえ」（賀田）は貿易自由化と環境政策との関係を取り上げ、1994年に発効した北米自由貿易協定（NAFTA）が参加三国の環境を悪化させたか否かの検証を試みている。賀田は環境保護主義者がこの協定で米企業が移転するメキシコの環境はより悪化し、競争圧力によって米国内の環境基準も押し下げられる「底辺への競争」が起こるという主張を悲観論とし、協定はメキシコの経済発展を促すだけでなく環境の改善にもつながると主張する楽観論者の議論と対比させている。そしてどちらも持論の正しさを実証するに足る研究を欠いており、貿易自由化と環境保護とが共存できる可能性は実証研究で否定も肯定もされていないとまとめている。

六章「環境保護運動の現局面」で原口はまずその歴史的展開を概観し、1980年代に盛り上がりを見せた運動の行動主義が1990年代以降に退潮したのは主流派環境保護団体の運動のエリート主義と専門家への過度の依存、その活動の資金を企業系財団に頼りがちなことだと指摘する。そして近年の環境問題の新しい二つの動き——政府の環境政策として広く行われるようになった汚染物質を取引可能な商品とする排出権取引と、有害廃棄物処理場の居住地区への持込に反対する貧しい少数派市民による環境正義運動とを紹介している。前者が資本主義市場経済に適応した穏健なアプローチで環境問題の解決を試みているのに対して、後者は環境保護と社会的公正さを結合して追求するラディカルな運動である。だが貧しい少数派のコミュニティがその経済振興のために有害廃棄物の処理施設の建設をむしろ受け入れようとする場合、それはこの環境正義運動の論理とは矛盾することになる。五章「アメリカ先住民と環境保護」で石山は、ユタ州にある先住民族ゴシュート部族の政府が過疎化する居留地の経済的苦境を救うために放射性廃棄物の暫定貯蔵施設の建設を「積極的に誘致」し、環境正義運動をはじめ州政府や周囲の自治体と対立しているケースを取り上げ、環境正義とは何かという根源的な問いについて考察している。産業安全衛生や労働災害、職業病の問題も広い意味で環境問題の一部である。十一章「環境経営史によるアスベスト問題再考」で上野は、1970年代に社会問題となったアスベストに起因する労働災害の事例を分析し、この時代に発表され企業の責任を明らかにした多くの研究文献は狭隘な責任追及論に傾いているとして、それを乗り越える環境経営史の方法を提起している。上野によれば一つは労働災害と環境汚染とを近隣関係にあると捉え、労働災害を環境への負荷を削減する方向で生産システムの改善に取り組む産業エコロジーの視点を持つこと、第二は労働災害を人災と特定して責任追及に走るよりも、労働者の作業の場を「作られた環境」と見てそれを生み出した多様な利害の相関と歴史的起源に目を向けることである。

3巻の各論考を讀了して私が改めて認識したのは、アメリカの資本主義市場経済は近年急速に変化してはいるが、いぜんとしてこの社会の支配的な存在だということである。だが一方で変容する経済が生み出している新たな多くの社会問題に対処しようとするさまざまな集団の活発な活動も報告されている。小さな政府への根強い国民的志向にもかかわらず、市場経済の行きすぎに対する多様な公的規制の必要が人びとの間に認識されつつあるようだ。

おわりに

本書評の最後に、両書を読み終えて大いに啓発されたことを強調しておきたい。各論考が力作ぞろいであっただけでなく、非常に専門的な研究に基づくものであっても専門外の読者の関心をひきつけその視野を広げてくれる魅力をその多くが持っていた。ここで私がこの読書で得られた知見から、両書の「大テーマ」について再度コメントを試みる。2巻と3巻を通じて印象付けられたのは、アメリカ社会における自由主義の歴史を通じての強さである。冒頭でこの二書のテーマはお互いに関連し合っていないと述べたが、あえてそれらの背後に共通するものを見出すとすれば、それはアメリカにおける伝統的な自由主義の優位さに他ならない。確かに自由主義に正面から取り組んだ論考はどちらの書にもない。だが2巻のテーマについて見れば、アメリカは自由主義的政治信条に基づいて権力の

行使を限定した統治機構を作ったがために社会から生起する種々の暴力を効果的に抑制できなかったのであり、自由の追求が市民の武装する権利を容認するという現代社会では稀になった社会慣行を存続させ、結果的に暴力犯罪の跳梁を許しているのである。また3巻についても、個人の経済活動の自由の神聖視が市場経済万能主義を支配的なものにし、上述の限定された政府は19世紀後半以降発展を続ける資本主義の巨大な力を十分コントロールすることが出来ず、経済の成長による豊かさの追求が環境を圧倒し続けた。

さらにこの二巻が含まれている「シリーズ・アメリカ研究の越境」についても言及したい。まず「刊行のことば」にあった「9・11以後アメリカは変わったのか、あるいはこれは一時的な逸脱に過ぎないのか」という問題提起に対して、私は両書の各論考から答えを得られたように思う。それは今日見られる新たな諸現象の多くは、アメリカ社会が伝統的に持っているものからまったく断絶してはいないということである。3巻の序章が指摘している今日の経済社会の構造変動についても過去の発展からの連続性を無視することは出来ない。次に本シリーズの共通テーマ「研究の越境」について。個々の論考にそれ自体「越境」的な研究は余り見られぬようだと言った冒頭で述べた私の印象は、この二巻を通読した後も余り変わらなかった。だが政治、経済、社会の各分野にまたがる26編の論考を読み通すことで、私自身がアメリカ研究の境界を「越境」したという実感を持つことが出来た。この二巻だけでもそうだったのであるから、より多くの巻を通読して得られる越境感はいかばかりであろうか。本シリーズの読者はその複数巻を読むことを通じてアメリカ研究の越境を体験することが出来る。私は出来るだけ多くのアメリカ研究者に、このシリーズの各巻を渉猟して魅力的な越境体験をすることをお勧めしたい。